

後見支援預金手続きの流れ

後見開始または未成年後見人選任の申立て



申立人または後見人候補者による後見支援預金の利用申出



家庭裁判所による利用適否の検討



後見人が、後見支援預金の利用が適していると判断した場合

①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

(注) 後見人が後見支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。



後見支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参して荻山口信用金庫で口座の作成手続きをして下さい。



口座作成後、家庭裁判所に作成報告

- ・ 口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告して下さい。
- ・ 専門職後見人が選任されていた場合、親族後見人へ財産を引き継ぎ、辞任します。